

# 建物を所有されているみなさまへ

## 固定資産(家屋)立入調査に関するお願い

本市では、令和5年度から令和7年度の3年間で、市内全域の家屋を対象とした照合調査を実施しております。この調査は、固定資産税の家屋課税台帳に登録している事項（所在地番、種類、構造、床面積等）と現況を比較・照合することにより、増築や未調査による課税漏れ、または取り壊し等がある家屋を確認するための調査となります。

すでに課税されている家屋との公平を期し、公正で適正な固定資産税の課税を行うための現地調査となりますので、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

### ○立入調査の時期について

調査の時期	調査地区	調査方法
(令和6年度) 令和6年4月から令和7年3月下旬	田村市内 全域 (個人が所有する建物を中心)	立入調査
(令和7年度) 令和7年4月から令和7年12月下旬	田村市内 全域 (個人が所有する建物・法人所有建物)	立入調査

### 【立入調査とは】

令和5年度に実施した公道からの外観調査の結果、市の家屋課税台帳に登録してある内容と相違があった場合及び公道からの確認が困難であった建物を対象に、敷地内に立入り、建物の確認調査を行います。

未評価の家屋においては、建物の外観調査に加え、建物内部調査も実施致します。

※建物の内部調査に要する時間は、家屋の規模などによって異なりますが、1棟当たり30分前後を見込んでおります。

※立入調査は、所有者並びに占有者の方より調査の同意を得たうえで立会いの下、調査を行うものとなりますので、**不在時並びに同意なく立入調査を行うことは一切ありません。**

### ○調査委託会社について

本調査は、市が委託した下記の調査会社の調査員が行います。

<p>しもん 株式会社 四門 田村事務所 〒963-4602 福島県田村市常葉町常葉字古御門16番地 電話番号 0247-61-7640 (9:00 ~ 17:00)</p>
<p>《 調査員のなりすましにご注意ください 》 今回の調査により、<b>調査費用が発生することはありません。</b>また、調査の結果、課税対象であることが判明した場合でも、<b>その場で税金の徴収を行うなど、金銭の受渡しが発生することはありません。</b> また、<b>家屋の耐震診断やリフォーム、火災報知器・消火器を勧めるなど、調査の目的と関係の無いお願いをすることも一切ありません。</b> ご心配な場合は、調査委託会社「株式会社 四門(しもん) 田村事務所」までご連絡をお願いします。委託会社が調査員情報の照合を行い、市と連携し迅速に対応いたします。 ※本調査を行う者は、事前に市に調査員として登録された者が行い、個別に番号でも管理されています。</p>

### ○お問合せ先

田村市役所 市民部税務課 資産税係 電話：0247-81-2119